事 務 連 絡 令和 2 年 6 月 11 日

各都道府県・政令指定都市・中核市 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」の成立について(周知)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上 げます。

第201回国会に提出されていた「地域の自主性及び自立性を高めるための 改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号。 以下「第10次地方分権一括法」という。)が先日6月3日に成立し、6月10 日に公布されました。本法律は、提案募集方式に基づく提案等を踏まえたもので あり、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正が含まれて います。

つきましては、下記について御承知の上、域内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係団体等にも御周知いただきますようお願いいたします。

なお、第10次地方分権一括法の改正に伴う子ども・子育て支援法関係政省令については、速やかに整備を行うこととしておりますので、整い次第、御連絡いたします。

記

1 第10次地方分権一括法による子ども・子育て支援法の改正により、地域型 保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市 町村による確認が不要となること(第10次地方分権一括法第1条関係)。

第10次地方分権一括法は、公布の日(令和2年6月10日)から起算して 三月を経過した日から施行すること。

2 第10次地方分権一括法の施行の際、地域型保育事業所について当該事業

所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認を受けている場合には、当 該確認は次に記載の日にその効力を失うこと。

- 一 所在地の市町村の長による確認を受けている場合 第10次地方分権一 括法の施行の日(第10次地方分権一括法附則第2条第1項第1号関係)
- 二 所在地の市町村の長による確認を受けていない場合 第10次地方分権 一括法の施行の日から起算して三月を経過した日又は所在地の市町村の 長による確認がされた日のいずれか早い日(第10次地方分権一括法附 則第2条第1項第2号及び同条第2項関係)
- 3 各市町村においては、上記2のため、第10次地方分権一括法の施行の日から起算して三月を経過するまでの間に所在地の市町村の長による確認を受ける必要がある特定地域型保育事業所(自市町村で確認をしている特定地域型保育事業所で、他市町村に所在するもののうち、現に所在地の市町村の長による確認を受けていないもの)に対し、適切に情報提供を行い、必要に応じて所在地の市町村の長による確認を受けるよう助言をすること。

以上

【問合せ先】

内閣府子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当)付